

静岡市議会活動報告

～静岡市議会基本条例に基づく取組～

令和2年度

令和3年3月

静岡市議会

はじめに

改選を経て平成 29 年 4 月 1 日から任期が始まった静岡市議会も、4 年が経過し、締めくく
りの年となりました。

平成 29 年度は市議会と市民との距離を縮めるため、市議会ホームページ掲載情報の見直し
や静岡市議会として初の取組である高校生との意見交換会を開始し、30 年度は特別委員会によ
る市政に対する提言や議員発議による「静岡市がん対策推進条例」を制定しました。令和元年
度は、市政モニター調査を実施し、開かれた議会の実現に向け検証を行う一方で、新型コロナ
ウイルス感染症に関する議員発議による決議を可決するなど、社会情勢に応じた市議会活動に
も取り組みました。2 年度においても引き続き新型コロナウイルス感染症に対する取組として、
議会だよりを広報しずおかと合冊とすることにより遅滞ない議会広報と、配布関係者の安全・
安心の確保を両立させるなど精力的に市議会活動に取り組んで参りました。

この度、静岡市議会基本条例に基づく令和 2 年度の静岡市議会の活動を取りまとめ、「静岡
市議会活動報告」として発行いたします。平成 29 年 4 月の平成 28 年度版から発行を開始し、
今回で 5 回目となります。活動報告には、前年度に議員が本会議で質問した内容の一部につい
て、その後の市の対応状況を掲載しています。市議会での活動が、市政にどのように反映され
ているかを知る機会になれば幸いです。

より良い静岡市を目指し、市議会の責務を果たすとともに、今後とも市民の皆さんに開かれ
た議会の実現に向け、積極的に取り組んで参ります。

令和 3 年 3 月

静岡市議会議長 繁田 和三

【令和2年度の主な取組】

新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しながら、臨時会開催による新型コロナウイルス感染症に対する補正予算案の審議や議員提案による決議などの議会活動に取り組みました。

1 コロナ禍における議会活動

(1) 新型コロナウイルス感染症に対する年間の主な取組

4月	4月臨時会 (4/17)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月補正予算（新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策第1弾）可決
5月	5月第1回臨時会 (5/1) 5月第2回臨時会 (5/20-5/22)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5月補正予算（新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策第2弾・第3弾）可決 ・ 議員提出議案「医療従事者に対する偏見や差別の根絶に関する決議」可決 <div data-bbox="770 943 1046 1126" data-label="Image"> </div> <p>医療従事者への感謝と敬意、支援を表明するため拍手を送りました。</p>
6月 7月	6月定例会 (6/16-7/13)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6月補正予算（新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策第4弾・第5弾）可決 ・ 「静岡市新型コロナウイルス感染症関連施策基金条例の制定について」可決 ・ 各常任委員会における新型コロナウイルス感染症対策の進捗状況等の報告
8月	8月臨時会 (8/3-8/7)	
9月 10月	9月定例会 (9/11-10/9)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9月補正予算（新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策第6弾）可決 ・ 議員提出議案「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財政の確保を求める意見書」可決 ・ 各常任委員会における新型コロナウイルス感染症対策の進捗状況等の報告
11月 12月	11月定例会 (11/24-12/18)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各常任委員会における新型コロナウイルス感染症対策の進捗状況等の報告
令和3年1月		

2月 3月	2月定例会 (2/16-3/11)	<ul style="list-style-type: none"> ・2月補正予算（「新たな日常」への対応（コロナ対策））可決 ・令和3年度当初予算（「新たな日常」への対応（コロナ対策））可決 ・各常任委員会における新型コロナウイルス感染症対策の進捗状況等の報告
----------	----------------------	---

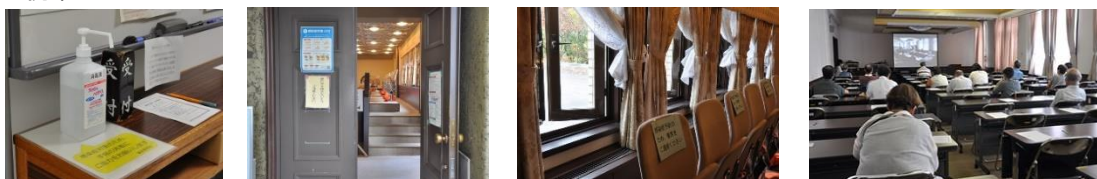
（２）感染拡大防止のための主な取組

本会議



本会議では、全員がマスクを着用し、議場の扉と窓を開放して会議中の換気を常時実施しました。一部会議では、議場とつながった部屋を使用して出席議員を概ね半数に分け、議席の間隔を空けて審議を行いました。

傍聴



傍聴者に対しては、手指消毒の実施やマスク着用による咳エチケットの徹底を依頼し、間隔をあけて着席するよう案内しました。傍聴者が多数あった場合は別室のモニター越しに傍聴していただきました。また、市議会だよりやホームページ上に本会議インターネット中継の案内を掲載しました。

その他



自治会等を通して全戸配布を行っている市議会だよりについて、令和2年度は配布者の負担を軽減するよう広報しずおか「静岡気分」と合冊で発行しました。



8月に行われた全国市議会議長会指定都市協議会には、繁田議長がオンラインで出席しました。

広報しずおか（右綴）と市議会だより（左綴）の両面表紙

令和2年度の静岡市議会の活動を議会基本条例に沿って確認します。

第1章から第3章までの総則的規定のように取組実績の紹介が難しいものもあるなど、条文ごとに濃淡はありますが、静岡市議会では議会基本条例につながる活動を活発に行っています。

(前文)

静岡市議会は、地方自治制度における二元代表制の下、議員の合議体である議会が担う役割と責任がますます増大する時代にあって、市の執行機関への監視機能及び政策形成機能を効果的かつ効率的に果たすとともに、市民に開かれた議会の実現に向けて、議会改革を実行してきたところである。

しかしながら、著しく変化する社会、経済情勢においては、議会の基本的な理念、議会及び議員の活動方針並びに市民と議会、市の執行機関と議会との関係等を明らかにし、その役割及び責務を十分に果たし、市民の負託に全力で応えるため、市民との協働により、更に市民に開かれた議会へと変革し続けることが求められている。

そこで、静岡市議会は、このような時代の要請を重く受け止め、議員一人ひとりが、住民に選ばれた代表者として公正かつ誠実に行動し、常に議会のあり方を見極め、「市民が心から愛し、誇りに思う静岡」を後世に引き継ぎ、また、大規模地震等の災害対応については、議会として迅速かつ的確に行動し、もって、市民福祉の向上及び本市の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。



静岡市役所静岡庁舎本館（議会棟）

静岡庁舎本館は、中村與資平氏の設計により昭和9年に建設されました。

ドーム屋根は青・緑系のモザイクタイル等で飾られ、市民からは「あおい塔」の愛称で親しまれています。また、4階の傍聴席はステンドグラスで彩られています。

平成8年には文化庁から登録有形文化財に指定されました。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市議会に関する基本的事項を定め、市議会がその役割及び責務を果たすことにより、市民に開かれた市議会の実現を図り、もって市民福祉の向上及び市の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 市議会は、市の唯一の議決機関、市の執行機関に対する監視機関並びに政策立案及び政策提言をする機能を有する機関として、市民の意見を市政に反映させるため、公正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。

第1条に掲げる「市民に開かれた市議会の実現を図り、もって市民福祉の向上及び市の発展に寄与すること」や第2条の「地方自治の本旨の実現」は、いわば究極目標であり、未来永劫に続くテーマであるといえます。

議会基本条例は、この目的や基本理念に従って行う施策が条文化されていますので、議会改革に向けた取組の紹介は各条に記載します。

また、条例が目指すところの具体像や到達点、それに向けての現時点における水準を共通理解としておくことも議会改革を進めるにあたって重要なものになってきます。



令和3年2月定例会（代表質問）

第2章 市議会及び市議会議員

(市議会の活動原則)

第3条 市議会は、静岡市自治基本条例（平成17年静岡市条例第1号）第17条に規定する市議会の役割及び責務を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 充実した審議及び討論を行うこと。
- (2) 議会運営における公正性の確保及び透明性の向上を図ること。
- (3) 市民への説明責任を果たすこと。
- (4) 不断の議会改革に取り組むこと。

本条は、市議会の活動原則を規定しているものであり、これを受けた個別具体の施策については第3章以下に規定されています。

このため、第3条に規定する市議会の活動原則を踏まえ実施した取組等については、第3章以下で紹介します。

なお、第3条第3号に規定する市民への説明責任を果たすため、政務活動費については、その用途の透明性のより一層の向上を図るべく、各区役所の市政情報コーナーでの紙媒体による証拠書類等の閲覧に加え、平成30年度（29年度交付分）から、静岡市議会のホームページで電子閲覧を開始することとしました。

また、従来は会派保管としていた管内調査交通費・通信費に係る証拠書類等（領収書等）についても、平成29年度交付分から議長あて提出し、こちらも市政情報コーナー及び市議会ホームページでの閲覧を可能とし、閲覧範囲を拡充しました。

(市議会議員の活動原則)

第4条 市議会議員は、静岡市自治基本条例第18条に規定する市議会議員の役割及び責務を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民の意見の的確な把握に努めること。
- (2) 政策立案及び政策提言に必要な調査研究を行うこと。
- (3) 自らの議会活動を市民にわかりやすく説明すること。
- (4) 自らの資質の向上に努めること。

本条は、市議会議員が活動を行う際の原則を規定しています。

本報告書で、それぞれの議員活動を逐一紹介することは現実的ではありませんが、議員は自らの活動が第4条に適ったものでなければならないことと、さらに、その説明責任は議員自身に課せられていることを理解し、日頃の議員活動に邁進しなければなりません。

静岡市では、静岡市議会政務活動費の交付に関する条例を制定し、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、市議会における会派に対し、所属議員一人あたり月額25万円の政務活動費を交付しています。

(会派)

第5条 市議会議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、所属の市議会議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。

政務活動費の交付先は会派であり、また、総括質問における時間配分や委員会委員を選任する際にも会派を基本に検討するなど、会派は、静岡市議会における重要な基本単位となっています。

1 会派の状況

令和2年4月から令和3年3月にかけて会派の異動はありませんでした。

会派名	所属議員数
自由民主党静岡市議会議員団	24人
志政会	7人
公明党静岡市議会	6人
創生静岡	4人
日本共産党静岡市議会議員団	3人
緑の党グリーンズジャパン	1人

2 会派活動

議案提出や意見書原案作成、議員発議条例の提案など議会機能に直結する活動のほか、各会派に交付される政務活動費を活用し、政策提言や議決等に繋げるための先進事例等の調査研究活動なども活発に行っています。

また、会派間での情報共有や調整を行うための各会派代表者会議を開催しています。

3 議員提案議案

5月第1回臨時会	医療従事者に対する偏見や差別の根絶に関する決議	可決
6月定例会	インターネット上の人権を保護するための法整備を求める意見書	可決
9月定例会	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	可決
9月定例会	国土強靱化の充実・強化を求める意見書	可決
2月定例会	静岡市議会委員会条例の一部改正について	可決

第3章 市民と市議会

(市民との関係)

第6条 市議会は、市民との協働による開かれた市議会の実現に努めるものとする。

- 2 市議会は、市民の意見及び知見を審議等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度の活用を努めるものとする。
- 3 市議会は、請願及び陳情の審査に当たっては、その趣旨を理解するために、当該請願者又は陳情者の意見を聴く機会を設けるものとする。
- 4 市議会は、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるため、市民との意見交換の場を設けるものとする。

1 市民との協働による開かれた議会の実現

(1) コミュニティ紙へのコラム（市議会レポート）掲載

平成25年度から始まった「タウン新聞しずおか」へのコラム掲載を次のとおり行いました。なお、コラム掲載は㈱静岡リビング新聞社との協働により無料で行いました。

【タウン新聞しずおかへのコラム掲載】

時期	タイトル
4月	議会の役割
5月	4月臨時会
6月	決議とは
7月	委員会とは
8月	議長インタビュー
9月	副議長インタビュー
10月	子ども模擬議会
11月	広報ツール
12月	政務活動費
1月	総括質問とは
2月	高校生との意見交換会
3月	当初予算審査

(2) 声の市議会だより吹込み

視覚に障がいのある方に議会情報を発信するための声の市議会だよりの音源を、録音ボランティアやまびこの協力のもと作成しました。

2 請願者又は陳情者からの意見聴取

請願・陳情件数及び意見聴取件数等は次のとおりです。

【請願・陳情における意見聴取】

区分	受付件数	意見聴取件数	
		議会運営委員会	所管委員会
請願	5	1	5
陳情	4	2	1

※請願：1件が2つの委員会に分割付託された。

※陳情：1件が委員会付託前に取下げとなった。

3 市民との意見交換の場

(1) 高校生との意見交換会

市立高校2校、県立高校1校、計3校において、市議会議員と高校生の意見交換会を行いました。平成27年度には、選挙権が18歳に引き下げられたこともあり、市民の一員たる高校生との意見交換の実施と同時に主権者教育にも繋がる取組となりました。

実施校	参加生徒	参加議員 (正副議長除く)	テーマ設定
静岡市立高等学校	23名 (1、2年生)	6名	①静岡市の人口減少を食い止めるためにできること ②地球温暖化を食い止めるためにできること ③新型コロナウイルス感染症の感染拡大が私たちの生活に与える変化
静岡市立清水桜が丘高等学校	15名 (2年生)	6名	SDGsに関する探究テーマ
静岡県立清水南高等学校	18名 (1、2年生)	6名	①新型コロナウイルスによる変化 ②地域の利便性 ③環境問題

その他、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面での意見交換会を中止とした静岡県立清水東高等学校と、書面での意見交換を実施しました。

(広報の充実)

第7条 市議会は、市議会に対する市民の関心を高めるため、多様な手段を活用することにより、議会活動に関する広報の充実に努めるものとする。

1 議会だより

定例会ごとに年4回発行し、全戸配付等しました。

内容は総括質問を中心に、議案ごとの会派別賛否一覧やトピック情報などであり、表紙は市内出身写真家が撮影した市内施設や小学生の模擬議会の様子で彩られています。

発行部数 268,800 部（定例会ごと）、全戸配付により市民に届ける最も基礎的な情報発信ツールであり、読みやすい紙面づくりを意識しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、配布者の負担を軽減するよう「広報しずおか」と合冊で発行しました。

また、議会だより点字版（総発行部数 324 部）を希望する方に届けているほか、CD等に録音した声の市議会だより（CD136枚、カセットテープ 119本）の貸出も行いました。



市議会だより
(令和2年2月定例会号、9月定例会号)

2 本会議インターネット中継

インターネット中継アクセス件数は 14,711 件で、前年度比 4,697 件、24.2%の減でした。

【インターネット中継アクセス件数】

	30年度	元年度	2年度
視聴件数(件)	14,697 (2,364)	19,408 (3,168)	14,711 (2,275)

※ 括弧内の数字はスマートフォン等によるアクセス数(内数)

3 静岡市議会ホームページ

市議会ホームページのメニューページへのアクセス件数は 44,428 件で、前年度比 2,043 件、4.8%の増でした。

【静岡市議会ホームページ メニューページアクセス件数】

	30年度	元年度	2年度
視聴件数(件)	39,081	42,385	44,428



市議会インターネット中継



市議会HP（正副議長あいさつ）

4 Facebook・Twitter

市当局が運営する静岡市Facebook・Twitterへの投稿件数は34件で、前年度比4件(10.5%)の減でした。

【静岡市Facebook・Twitterへの投稿件数】

	30年度	元年度	2年度
投稿数(件)	43	38	34

【Facebook・Twitterへの主な投稿記事】

時期	内容
4月、5月	臨時会開会
12月	静岡高校、科学技術高校への出前講座
定例会ごと	定例会開会のお知らせ
定例会ごと	本会議（総括質問）のお知らせ
定例会ごと	コミュニティFMによる本会議ダイジェスト版放送のお知らせ
定例会ごと	定例会閉会のお知らせ
定例会ごと	市議会だよりの発行のお知らせ
随時	常任、特別委員会等の開催、現地調査
随時	模擬議会、意見交換会、スポーツ選手議長表敬 等

5 議会開催告知ポスター

前年度に引き続き、静岡鉄道の駅や車両内の中張り広告へ掲出し、また市内大学や高等学校にもポスターを掲出しました。

【議会開催告知ポスター掲出協力校】

分類	校数	掲出枚数
大学	5校（国公立2校、私立3校）	7枚
短期大学	4校（公立1校、私立3校）	4枚
高等学校	27校（公立14校、私立13校）	27枚



議会開催告知ポスター

6 子ども模擬議会

子ども模擬議会では小学校6年の児童が議場で市議会議員と市長、市職員役に分かれ、シナリオに沿った質問・答弁を通して市議会を体験します。参加人数は490人で、前年度比660人（57.3%）の減でした。

平成30年度から、議員への子ども模擬議会開催の周知と見学の呼びかけを行い、令和2年度も引き続き実施したところ、議員4名が模擬議会を見学し感想を述べるなど、子ども達と触れ合いました。

【子ども模擬議会参加児童数等】

	30年度	元年度	2年度
参加児童数等	18校45学級1,253人	18校41学級1,150人	7校18学級490人

7 市民との協働による広報

声の市議会だよりの録音ボランティア協力など、市民との協働による広報を行いました。

（P.9 第6条「1 市民との協働による開かれた議会の実現」（2）参照）

8 議場見学

（1）議場見学

議場見学者数は166人で、前年度比39人（19%）の減でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、12件のご案内をしました。

【議場見学者数】

	30年度	元年度	2年度
見学者数（人／件）	330人/22件	205人/31件	166人/12件

(2) 議場見学用パンフレット

令和元年度に静岡庁舎本館の歴史や概要を分かりやすくまとめたパンフレットを作成し、議場見学や視察に来られた方々に、配布をしています。



9 地域FMラジオ

昨年度に引き続き、地域FMラジオによる定例会総括質問のダイジェスト番組を総括質問最終日の翌週月曜日から金曜日の20時から1時間、放送しました。また、常任委員会の委員長へのインタビューも放送しました。

(会議等の公開)

第8条 市議会は、市議会の会議、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(第14条において「会議等」という。)を原則公開するものとする。

2 市議会は、議会活動に関する資料を積極的に公開するよう努めるものとする。

1 会議の公開

令和2年度に実施した会議等は、すべて公開しました。

2 傍聴者数

本会議及び委員会における傍聴者数の推移は以下のとおりで、本会議傍聴者数は310人と、前年度比281人(47.5%)の減でした。

【本会議等傍聴者数等】

	30年度	元年度	2年度
本会議(人)	458	591	310
常任委員会(人)	54	71	103
計(人)	512	662	413



傍聴席と傍聴席(記者席)からの眺望

※平成30年4月から、議員席から傍聴席まで、議場全ての座席に防災用の折り畳みヘルメットが備え付けられています。

第4章 市長等と市議会

(市長等との関係)

第9条 市議会は、二元代表制の下、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)と緊張ある関係を保持しながら、議決機関としての役割を果たしていくものとする。

令和2年度における議決の状況は次のとおりです。

【議決の状況】

項目	状況	備考
市長提出議案	可決 230 件、否決 1 件	
議員提出議案	可決 5 件、否決 0 件	条例・意見書等
請 願	採択 0 件、一部採択 0 件、不採択 5 件	
そ の 他	11 件	議会の選挙・選任・決定等



採決の様子

(資料の要求)

第10条 市議会は、市長等に対し、審議等に必要な資料の提供を求めることができる。

本条の規定に基づく資料要求に先立つ行為ともいえる議員個人からの資料要求は 55 件で、前年度比 12 件 (17.9%) の減でした。

【資料要求件数】

	30 年度	元年度	2 年度
資料要求件数	62	67	55

(議決事件)

第 11 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。

静岡市議会の議決すべき事件等を定める条例（平成 23 年条例第 47 号）により、総合計画の基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止を議決事件として定めています。

第5章 議会運営

(議会運営)

第12条 市議会は、公正性を確保し、かつ、透明性の向上を図るとともに、市民に開かれた議会運営に努めるものとする。

2 市議会は、議長及び副議長の選出について、その過程を明らかにするものとする。

1 議会内における公正性の確保

会派を基本単位として総括質問時間数を算定しますが、その際に、各会派に基礎時間を配分し、少数会派所属議員による総括質問ができるようにしています。

【会派持ち時間】(令和元年11月定例会以降)

会 派 名	所属議員数(人)	持ち時間(分)
自由民主党静岡市議会議員団	24	305
志政会	7	100
公明党静岡市議会	6	87
創生静岡	4	63
日本共産党静岡市議会議員団	3	30
緑の党グリーンズジャパン	1	15

※ 1次配分 基礎時間(15分)+5分×所属議員数(所属議員が1人の会派は基礎時間のみ)

2次配分 総時間(600分)から1次配分(310分)を引いた残時間(290分)を、交渉団体に対し、所属議員数に応じて加算配分する。

2 市民に向けた公正性の確保

市政運営に関し市民の皆さんから議会に寄せられた請願・陳情に対する審査方法等の取扱いは、原則として議会運営委員会に諮り決定しています。このとき、請願については、所管委員会での審査を経て本会議での採決を、陳情については所管委員会における審査・採決を基本としています。

3 透明性の向上

第8条第1項の規定に基づき市議会の会議等は原則公開としているほか、委員会を含めた会議録も全て公開しました。さらに、議会だよりに議案に対する会派ごとの賛否一覧を掲載するなど、議会の透明性の確保に努めました。

4 議長及び副議長の選出

令和2年5月第2回臨時会において、議長・副議長選挙が実施され、議長に繁田和三議員、副議長に早川清文議員が選出されました。



議長・副議長選挙の様子

(委員会活動)

第 13 条 委員会は、市政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営するものとする。

2 委員会は、特定の地域の住民に関係が深い事案又は当該住民の関心の高い事案について審査しようとするときその他必要があると認めるときは、当該地域において委員会を開催することができる。

本市議会は常設の常任委員会と議会運営委員会に加え、特別委員会を設置しています。全ての議員はいずれかの常任委員会に、正副議長、議選監査委員、常任委員会委員長及び議運委員長を除く議員はいずれかの特別委員会に所属しています。

1 常任委員会

常任委員会の構成と開催状況は次のとおりです。

【常任委員会委員構成】

常任委員会名	委員構成 (人)						
	自民	志政	公明	創生	共産	緑	計
総務委員会	4	1	1	1	1	0	8
市民環境教育委員会	4	1	1	1	0	0	7
厚生委員会	4	1	1	1	1	0	8
観光文化経済委員会	4	1	1	1	0	1	8
都市建設委員会	4	2	1	0	0	0	7
企業消防委員会	4	1	1	0	1	0	7
計	24	7	6	4	3	1	45

(令和 2 年 6 月 1 日現在)

※市民環境教育委員会は、1 名欠員

※都市建設委員会は、1 名欠員

※企業消防委員会は、1 名欠員

【常任委員会開催状況】

名 称	開催日数 (日)	付託案件数		
		議案 (件)	請願 (件)	陳情 (件)
総務委員会	10	32	1	1
市民環境教育委員会	7	16	2	0
厚生委員会	8	90	2	0
観光文化経済委員会	10	47	0	0
都市建設委員会	6	31	0	0
企業消防委員会	7	20	0	0

2 議会運営委員会

市議会を円滑に運営するため、議案の取扱いや審議手順等を協議・決定する議会運営委員会を令和2年度は22回開催しました。

3 特別委員会

静岡市議会では、市政の重要課題について調査・研究するため、次の4つの特別委員会を設置しています。

【特別委員会の設置目的】

特別委員会名	設置目的
人口減少対策特別委員会	喫緊の課題である人口減少及び地方創生に対応するため、定住・交流人口の増加策及び全ての市民がいきいきと暮らせるまちづくりに関する協議・討議（意見交換）・提言等を行うこと。
中山間地活性化調査特別委員会	中山間地の活性化及び振興策の調査及び整備に関する協議・討議（意見交換）・提言等を行うこと。
総合交通政策特別委員会	交通弱者への対応及び交通網の整備による地域活性化のため、各地域の実情に合わせた総合交通体系のあり方に関する協議・討議（意見交換）・提言等を行うこと。
清水都心まちづくり特別委員会	清水都心及びその周辺地区の賑わい・交流を創出するため、清水港の魅力を活用したまちづくりのあり方に関する協議・討議（意見交換）・提言等を行うこと。

【特別委員会委員構成】

特別委員会名	委員構成（人）						
	自民	志政	公明	創生	共産	緑	計
人口減少対策特別委員会	4	2	1	1	1	0	9
中山間地活性化調査特別委員会	4	1	1	1	1	0	8
総合交通政策特別委員会	4	2	1	0	1	1	9
清水都心まちづくり特別委員会	5	1	1	1	0	0	8
計	17	6	4	3	3	1	34

（令和2年6月1日現在）

※ 自民：自由民主党静岡市議会議員団、志政：志政会、公明：公明党静岡市議会、創生：創生静岡、共産：日本共産党静岡市議会議員団、緑：緑の党グリーンズジャパン 前表も同じ。

※ 人口減少対策特別委員会は、1名欠員。 ※ 中山間地活性化調査特別委員会は、1名欠員。

※ 清水都心まちづくり特別委員会は、1名欠員。

令和2年度の特別委員会の開催状況は次のとおりです。

【特別委員会の開催回数】

特別委員会名	開催回数
人口減少対策特別委員会	4回
中山間地活性化調査特別委員会	3回
総合交通政策特別委員会	3回
清水都心まちづくり特別委員会	3回

5 委員会視察

例年、各委員会においては、委員会活動や今後の市政の参考とするため、他都市等へ行政視察を行っておりますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、常任委員会及び特別委員会の他自治体への視察を中止としました。

人口減少対策特別委員会は、10月に市内の職・育・住一体型施設「いちぼし堂（葵区安東一丁目）」の視察を行いました。

(質問又は質疑等)

第14条 市議会議員は、会議等において質問又は質疑(以下この条において「質問等」という。)を行うに当たっては、当該質問等の論点を明確にするとともに、市民に分かりやすい方法で行うものとする。

2 市長等は、会議等における質問等に対して、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で当該質問等の趣旨を確認するための発言をすることができる。

総括質問者数及び質疑者数は次のとおりでした。

【総括質問者数等】

	30年度	元年度	2年度
総括質問 質問者数(人)	66	75	46
一問一答方式質問者(人)	8	6	6
質疑者数(人)	3	1	13

【一括質問・一括答弁方式】

質問者が通告した事項をまとめて質問した後、答弁者が答弁をまとめて行う方法。

【一問一答方式】

一つの質問に対して一つの答弁をする方法。

総括質問は市政の執行状況や将来の考え方などを問い質し、市議会のチェック機能を果たすものです。

令和元年度中の総括質問のうち、市議会だよりに掲載された主な質問について、令和2年度における市当局のその後の対応状況は次のとおりです。(調査法制課調べより抜粋。全項目は資料編 p. 27～p. 50に掲載。)

【総括質問に対するその後の対応状況（抜粋）】（令和2年12月末時点）

市議会だより掲載記事			対応状況
項目	質問	答弁	
清水庁舎の移転建て替え	<p>清水庁舎の移転計画について、4月7日の市長選挙の際の新聞社による出口調査の結果、清水区では賛成27.8%に対し、反対は50.7%、市全体でも賛成が27.9%に対し、反対が42%に上ったと報道された。</p> <p>この結果を受けて、改めて庁舎の移転計画を見直すべきではないか。</p>	<p>新庁舎の建設に関しては、有識者や市民委員で組織する新清水庁舎建設検討委員会において議論を重ね、平成29年度に新清水庁舎基本構想、30年度に新清水庁舎基本計画を策定し、公表している。</p> <p>また、これまでにタウンミーティングのほか、多様な団体からのヒアリングや、パブリックコメントの実施など、多くの市民意見を聴取し反映させてきたことから、出口調査の結果を受けて移転計画を見直す予定はない。</p>	<p>清水庁舎の移転は、コロナ禍の影響を受け、事務手続きを一時停止している。今後、ポストコロナ時代を見据えた新しい庁舎について、デジタル化によってもたらされる行政サービスの変化や、感染症対策に対応したオフィスのあり方の調査、研究を行う。</p>
再犯防止推進法制定に伴う取組	<p>平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）が施行された。</p> <p>この法では、再犯防止等の施策推進に関する計画を定めるなど地方自治体の責務も示されている。この法の施行を受け、今後どのように取り組んでいくのか。</p>	<p>令和元年6月12日に矯正施設の所在する市町村間で、矯正施設所在自治体会議設立総会が開催され、市長が出席した。会議では矯正施設との連携の重要性が示され、連携の第一歩として、施設に収容された方の社会復帰に向けた支援策等の現状を把握するため、市長が市内矯正施設を訪問する予定である。再犯防止に関わる施策は、幅広い分野にまたがっているため、関係部局が主体的に施策を整理したうえで、外部の関係機関と連携を図りながら検討を進めていく。</p>	<p>令和元年7月から10月に市長が市内3か所の矯正施設を訪問し、施設職員と情報共有や意見交換を行った。</p> <p>令和2年度は市の関係部局で構成する庁内の会議と、国の関係機関、民間支援団体、学識経験者等からなる附属機関とを立ち上げ、並行して審議を進めており、年度内に静岡市再犯防止推進計画を策定する予定である。</p>
「100日プログラム」まちかどピアノ	<p>市長マニフェスト2019「100日プログラム」の一つであるまちかどピアノの目的と概要はどのようなものか。</p>	<p>本市では30年度から、まちは劇場パフォーマンススポットを8か所設けている。</p> <p>まちかどピアノは、まちなかに誰でも自由に弾けるピアノを設置することで、音楽に親しむ場が生まれ、多くの人に表現の場を提供する新たなパフォーマンススポットとして進めていく。ここでは、ピアノを弾く人と聴く人の交流も期待でき、また、ピアノの音に足を止めることで、まちに対する新たな気づきも生まれるなど、まちに活気を生み出すことを目指していく。</p> <p>本市第1号のまちかどピアノは、玉川小学校で使用していたピアノを再利用し、清水駅前銀座商店街に常設する。</p>	<p>現在は清水駅前銀座商店街に設置している。</p> <p>利用者は子供からお年寄りまで幅広く、県外からストリートピアノ目当てで来静する方もいる。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大に伴い一時利用を中止したが、感染対策を施すことで利用を再開した。</p> <p>今後はさらなる増設に向け、設置場所の検討および関係各所との調整を行っていく。</p>

第6章 市議会体制

(市議会の機能の強化)

第15条 市議会は、市長等の事務の執行に係る監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する市議会の機能の強化に努めるものとする。

1 議員研修会

令和2年度の議員研修会開催状況は次のとおりです。

【議員研修会開催状況】

開催日	演 題	講 師
9月17日	欲望の資本主義（現代経済学） ～人として 社会人として 親として いかに生きるべきか～	FM-Hi！「寺子屋たっちゃん・はっけよ い」パーソナリティー 松村 龍夫

2 議員に向けた情報提供

議員からの調査依頼に基づく情報提供に加え、議会事務局からの自発的な情報提供の充実にも努め、年4回発行の「LEGAL NEXT」、月1回の「調査法制通信」、週1回、中央省庁の主な報道発表等を掲載する「調査法制通信 速報版」を継続的に発行しました。

令和2年度当初の「調査法制通信 速報版」では、毎号、中央省庁が公表した新型コロナウイルス関連情報を掲載しました。



議員研修会



調査法制通信（右が速報版）

(議会改革の推進)

第16条 市議会は、議会改革を推進するとともに、市議会の活性化を図るため、議長が必要と認めるときは、市議会議員で組織する議会改革推進会議を設置することができる。

議会改革推進会議は設置しませんでした。本紙に取りまとめた議会改革に向けた取組を進めました。

1 本市議会の取組に対する評価

(1) 早稲田大学マニフェスト研究会ランキング

早稲田大学マニフェスト研究会が令和2年6月に公表した「議会改革度ランキング2019」における本市議会のランキングは、回答した1,443議会のうち、286位という結果となりました（2017年は198位、2018年は199位。）。

これは、同研究会が独自に設定した指標等に基づく評価であり、設問が前年と異なっているため前年との単純比較ができず、その結果に一喜一憂する必要はありませんが、ペーパーレス化やウェブ会議導入状況を問う設問が増えており、ICT活用状況が評価に影響を与えていると思われます。

(議会事務局等)

第17条 市議会は、市議会の機能の充実を図るため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

2 市議会は、市議会議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

1 組織体制整備

30年度、議会事務局は、市民に開かれた議会への取組をこれまで以上に強化するとともに、執行機関への監視機能及び政策形成機能の一層の充実を図り、議会を支える議会事務局の体制を強化するため、市長部局における部相当から局相当の組織へと位置付けられました。

令和2年度においても、事務局職員の資質向上等を図るため、外部機関が行うオンライン研修等へ積極的に参加しました。

【外部研修機関等の研修受講】

日付	主催	研修内容等	所属
1月12日 ～13日	(一社)日本経営協会	議会事務局職員のための基本実務講座	議事課 調査法制課
1月26日	(株)地方議会総合研究所	議員・職員のためのコロナに負けない！議会力向上セミナー	議事課
2月4日	(株)地方議会総合研究所	議員・職員のための議員・議会の権限(基礎講座)	議事課
2月8日	ローカル・マニフェスト推進連盟	議会改革の新たなツール オンラインの可能性を探る！	調査法制課
2月19日	事業構想大学院大学 事業構想研究所	コロナ禍の広報とデザイン作成術 発信業務に即役立つ実務	調査法制課

2 議員アンケート

議員からのニーズを把握し議員活動の円滑な支援につなげるため、議会図書室など議員に向けた情報発信に関することを中心に議員アンケートを実施しています。アンケート調査は26年度から実施しており、令和2年度は、元年度調査で要望のあった特集コーナーの希望テーマを取り上げたほか、図書室配架図書の配置変更を行い、閉架としていた資料スペースを開放しました。

【特集コーナーの設置状況】

期間	テーマ	内容
6月～7月	農林水産	<p>本市は、農林水産業を積極的に支援するとともに「オクシズ」「しずまえ」の認知度と求心力をさらに高めるよう取り組んでいる。</p> <p>今年の農業振興に関する取組では、農業所得の向上と担い手の育成を大きな課題と捉え、農業の生産性向上に向けた「畑地帯総合整備事業」の実施に積極的に取り組むほか、農業現場での省力化や人手の確保、労働負担の軽減という課題に対して、ロボット、IoT技術などを活用した「スマート農業」導入の支援などを行う。</p> <p>また、中山間地域では静岡型鳥獣対策を推進し、荒廃した農地を意欲のある担い手に引き継ぎ再生させる「荒廃農地再生・集積促進事業」を開始、このほかにも、お茶、山葵など本市の代表的な農産物への支援の拡充やオクシズ材の利用促進、桜えび不漁に対する支援、海藻「アカモク」活用の支援など本市の農林水産業に様々な施策を実施する。</p> <p>特集コーナーでは、本市の第3次総合計画の10ある分野別政策の一つ「農林水産」分野を題材にした資料を紹介する。</p>
8月～9月	主権者教育～若者の投票率向上・地域参画を目指して～	<p>公職選挙法が改正され、2016年6月から選挙権年齢が18歳以上に引き下げられた。それに伴い、有権者となる若者たちの政治や選挙への関心を高め、政治的教養を育む教育が一層必要になるという認識から、主権者（シティズンシップ）教育が注目されるようになった。文部科学省の推進プロジェクトでは、「主権者教育の推進に当たっては、子どもたちの発達段階に応じ、学校、家庭、地域が互いに連携・協働し、社会全体で多様な取組が実施できるように」としている。</p> <p>愛知県新城市では、若者議会条例を制定し、高校生を主体とした若者議会の提案にも市の予算措置ができるようにしている。また、岐阜県可児市の高校生議会は、市議会が地元高校と共に地域課題に取り組むキャリア教育を展開するなかで実施されている。全国には「学生団体ivote」など政治参画活動を行う若者中心の団体もある。</p> <p>特集コーナーでは、主権者教育に関連する資料を紹介する。</p>
10月～11月	空き家対策～安心・快適に暮らせる住環境の実現～	<p>近年、適切な管理が行われていない空き家等が、近隣住民の生活、防災、衛生、景観等に深刻な影響を及ぼしており、その対策が求められている。平成30年住宅・土地統計調査によれば、全国の空き家率（総住宅数に占める空き家の割合）は13.6%となっており、過去最高を記録している。今後も人口減少、高齢化、ライフスタイルの変化等により空き家等が増加していくことが見込まれている。</p> <p>本市では市民が安心・快適に暮らせる住環境を実現するため、平成30年に「静岡市空き家等対策計画」を策定した。また、令和元年には住宅政策課内に空き家対策係を新設し、空き家等の所有者に対し静岡市空き家情報バンクや空き家改修事業補助金の活用を促す等の取組を行っている。</p> <p>特集コーナーでは、空き家対策に関連する資料を紹介する。</p>

期間	テーマ	内容
12月～1月	危機管理	<p>本市では、静岡市危機管理に関する要綱（平成24年4月1日）に基づく静岡市危機管理指針を定めており、自然災害をはじめとする様々な危機の発生に備えている。</p> <p>しかしながら、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、本市においても市民の生命の危機、経済的危機など、これまでの想定を大きく超える危機が発生しており、市の危機管理体制が問われている。</p> <p>本年6月定例会において、危機管理体制の見直しについて市長が答弁するなど、感染症などの「社会的リスク」へ対応するための体制の強化が進められている。また、これまでの危機管理指針に盛り込まれていた自然災害発生時の体制についても、避難所における感染症対策を進めるなど、見直しを迫られている。</p> <p>特集コーナーでは、危機管理に関連する資料を紹介する。</p>
2月～3月	自治体におけるDX推進～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～	<p>今般の新型コロナウイルス感染症対応において、マイナンバーシステムをはじめ行政の情報システムが十分に構築されていなかったことや、国・地方公共団体の情報システムや業務プロセスがバラバラで、地域・組織間で横断的なデータの活用が十分にできないことなど、問題が明らかになった。こうした行政のデジタル化の遅れに迅速に対処し、データの蓄積・共有・分析に基づく不断の行政サービスの質を向上させるため、国は、令和3年9月にデジタル庁を発足させ、一層のデジタル化を目指す。</p> <p>令和2年12月に示された自治体DX推進計画では、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要とされ、自治体に対し、行政サービスにデジタル技術などを活用して、住民の利便性を向上させることに加え、こうした技術により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが求められていることから、行政手続きにおいて、書面・押印・対面の見直しを行っている最中である。今回の特集コーナーでは、DXに関連する資料を紹介する。</p>

特集コーナー



3 議会図書室の充実

(1) 図書等の購入

令和2年度は、110冊の書籍、150冊の雑誌を購入し図書室へ配架しました。

【主な購入図書】

購入月	冊数	主なもの
4月	8冊	実務解説 直接請求制度
5月	13冊	よくわかるインクルーシブ教育
6月	9冊	テレワーク大全

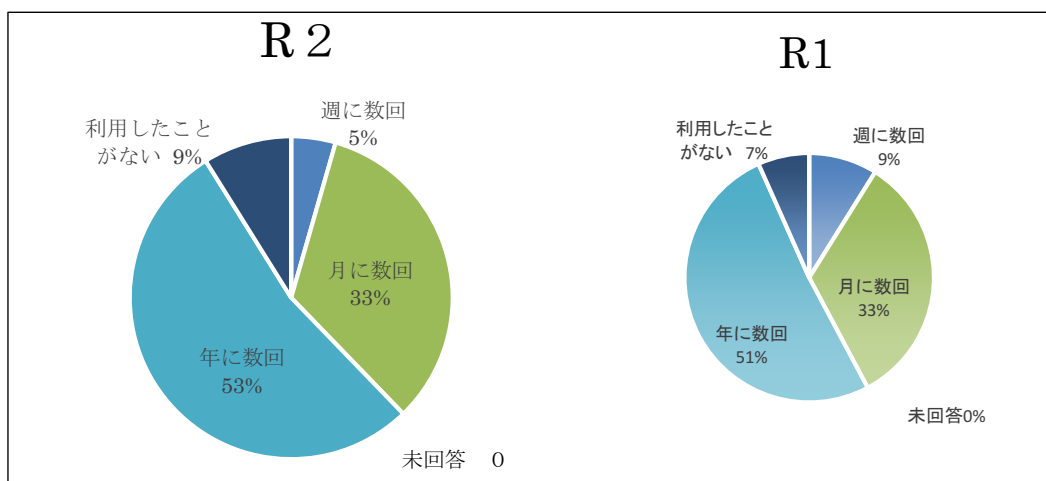
購入月	冊数	主なもの
7月	10冊	自治体の実践RPA
8月	10冊	ストーリーで理解する 日本一わかりやすいMaaS&CASE
9月	10冊	政務活動費適正運用の手引
10月	13冊	令和・アフターコロナの自治会・町内会運営ガイドブック
11月	13冊	非常事態・緊急事態と議会・議員 ー 自治体議会は危機に対応できるのか
12月	8冊	ごみ減量政策：自治体ごみ減量手法のフロンティア
1月	11冊	エネルギー・シフト 再生可能エネルギー主力電源化への道
2月	5冊	エビデンスに基づく自治体政策入門
計	110冊	

令和2年度に購入した図書の分類は、議会関係が4冊、地方自治関係が39冊などでした。

(2) 図書室利用状況

令和2年度のアンケート結果を昨年度と比較すると、「月に数回」は変わらず、「週に数回」が微減、「年に数回」が微増し、若干ですが図書室から足が遠のいたと言えます。インターネット等の媒体を通じた情報収集の増加や、コロナ禍における自粛による登庁の機会の減少などが考えられます。

【図書室アンケート結果（図書室の利用頻度）】



(3) 図書室情報の発信

毎月の図書購入にあわせ新着図書情報を発信しました（新着雑誌情報も同様に実施）。

第7章 雑則

(他の条例等との関係)

第18条 この条例は、市議会に関する基本的事項を定める条例であり、市議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例との整合を図るものとする。

(条例の見直し)

第19条 市議会は、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

これまで、この条例の見直しは行っていませんが、議会改革に向けた機運を継続させるため本報告書を作成し、議会基本条例に基づく取組の検証を行っていきます。